

2015年12月11日制定

株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主・投資家・地域社会をはじめとするステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価と社会的信頼を得るために、当社に関する重要な情報の公正かつ適時適切な開示を行うことを情報開示の基本方針としています。

その上で、株主との建設的な対話を以下のような方針のもと行います。

- ・株主との対話については、代表取締役社長をトップとして、IR担当役員を配置し、経営企画部を窓口として行う体制を構築しております。
- ・株主との対話に必要な情報は、営業部、経理部、人事総務部他関係部署から情報を収集し、経営企画部でとりまとめを行います。
- ・代表取締役社長は、各種説明会や株主総会後の株主懇談会において、中長期の経営戦略や中期経営計画の説明とその進捗状況の報告を行う他、株主工場見学会を実施し、その結果は随時、取締役会に報告します。
- ・地域社会の各種行事に積極的に参加・協賛する等、地域社会との共生に努めます。
- ・株主との建設的な対話を促進するため、株主構造の定期的な把握に努めます。また、必要に応じて、実質株主調査を行います。
- ・実質株主から、株主総会出席や議決権行使の依頼があった場合は、関係する信託銀行等とも協議の上、対応を検討します。
- ・対話に関する担当者に対しては、インサイダー情報の取扱いに関する教育を行い、情報の漏洩防止に努めます。

以上